

香芝市体育施設をご利用の皆さまへ

健民運動場・テニスコート 料金の改定について

香芝市ではこの度、市内各施設の利用に際し、受益者負担の適正な運用を図り、消費税増税や、昨今の社会情勢にも対応するためにも、料金改定を行いました。それに伴い、当総合体育館も令和6年4月1日以降の申し込み分より、下記の通り変更いたします。事情ご理解いただきます様、宜しくお願ひ申し上げます。

1. 各施設の料金について

健民運動場の使用料

区分	8:00~ 10:00	10:00~ 12:00	12:00~ 14:00	14:00~ 16:00	16:00~ 18:00
	900円	900円	900円	900円	900円

健民テニスコートの使用料

区分	7:00~ 9:00	9:00~ 11:00	11:00~ 13:00	13:00~ 15:00	15:00~ 17:00	17:00~ 19:00
5月1日から9月30日までの期間	円 1コートにつき 1,300	円 1コートにつき 1,300	円 1コートにつき 1,300	円 1コートにつき 1,300	円 1コートにつき 1,300	円 1コートにつき 1,300
10月1日から翌年の4月30日までの期間	円 1コートにつき 1,300	円 1コートにつき 1,300	円 1コートにつき 1,300	円 1コートにつき 1,300	円 1コートにつき 1,300	—

2. 市外料金の取り扱いについて

料金改定に伴い、市外料金の取り扱いにつきまして、下記の通り変更いたします。

【現在】『市民以外の方が1名』でも利用される場合、市外料金



【改正】（令和6年4月1日申込分より適用）

(1)申請者が市内在住（在勤・在学含む）の方以外の方の場合

(2)利用者のうち、市内在住の方が半数に満たない場合

上記、(1)(2)のいずれかに該当する場合、市外料金となります。

（例）利用者10名中、6名が市内在住以外の方（他4名は市内の方）の場合は、市外料金